

厚生労働省発開0303第2号

令和3年3月3日

労働政策審議会

会長 鎌田 耕一 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



別紙「職業能力開発促進法施行規則及び職業能力開発促進法施行規則第四十八条の十七第一項第一号及び第二号に規定する講習の指定に関する省令の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

職業能力開発促進法施行規則及び職業能力開発促進法施行規則第四十八条の十七第一項第一号及び第二号に規定する講習の指定に関する省令の一部を改正する省令案要綱

第一 職業能力開発促進法施行規則の一部改正

一 職業訓練の認定基準の見直し

専門課程及び特定専門課程の高度職業訓練の基準に係る事項について、当該訓練の訓練科のうち港湾流通科の教科の専攻学科及び実技の科目の見直しを行うものとする。

二 職業訓練指導員の受験資格の拡大等

1 職業訓練指導員試験（以下「試験」という。）の受験資格に係る免許職種に港湾荷役科を追加し、当該科に係る受験資格者に船内荷役作業主任者技能講習の修了証を有する者、揚貨装置運転士免許を有する者、クレーン・デリック運転士免許を有する者又は移動式クレーン運転士免許を有する者を追加するものとする。

2 船内荷役作業主任者技能講習の修了証を有する者であつて、大型特殊自動車免許、車両系建設機械運転技能講習の修了証及び玉掛け技能講習の修了証を有する者については、港湾荷役科に係る試験の

実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科を免除し、揚貨装置運転士免許、クレーン・デリック運転士免許又は移動式クレーン運転士免許を有する者であつて、玉掛け技能講習の修了証を有する者については、港湾荷役科に係る試験の実技試験の全部を免除するものとする。

三 キャリアコンサルタント養成講習の実施方法の見直し

キャリアコンサルタント養成講習の実施方法について、全体の半分以上を通学の方法又は通信の方法（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら講義又は演習をする方法に限る。以下「オンライン講習」という。）によって行い、いずれの科目においても当該科目の全てが通信の方法（オンライン講習を除く。）によらないこととする。

第二 職業能力開発促進法施行規則第四十八条の十七第一項第一号及び第二号に規定する講習の指定に関する省令の一部改正

キャリアコンサルタント更新講習について、技能講習にあつては、その半分以上の時間を通学の方法又はオンライン講習により行うものとする。

第三 その他

その他所要の改正を行うこと。

第四 施行期日等

一 この省令は、令和三年四月一日から施行するものとする。ただし、第一の三及び第二の事項は令和三年六月一日から施行するものとする。

二 この省令の施行に関し、必要な経過措置を定めること。